

千葉県千葉駅東口周辺にぎわい商業業務地区建築条例施行規則

〔令和4年3月22日
規則第8号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、千葉県千葉駅東口周辺にぎわい商業業務地区建築条例（令和4年千葉県条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(機械式自動車車庫等の床面積の算定)

第2条 機械式自動車車庫又は機械式自転車駐車場のうち建築物の床として認識することが困難な部分を有するものにおける条例第4条第2項第2号の規定による床面積の算定については、主たる用途に供する建築物から独立している機械式自動車車庫又は機械式自転車駐車場にあっては主たる用途に供する建築物の各階の床と同じ高さに各階の床があるものとし、建築物の内部に設置する機械式自動車車庫又は機械式自転車駐車場にあっては当該建築物の各階の床と同じ高さに各階の床があるものとして床面積を算定する。

(特例許可の申請等)

第3条 条例第4条第3項の規定による許可（以下「特例許可」という。）の申請は、許可申請書（様式第1号）の正本及び副本を市長に提出して行わなければならない。

2 前項の許可申請書の正本及び副本には、それぞれ建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図その他市長が必要と認める図書を添付するものとする。

3 市長は、特例許可をする場合は許可通知書（様式第2号）に、特例許可をしない場合は許可しない旨の通知書（様式第3号）に、許可申請書の副本及びその添付図書を添えて申請者に通知するものとする。

(準用)

第4条 千葉県建築基準法施行細則（昭和59年千葉県規則第59号）

第5条の2第2項及び第5条の3から第5条の10まで、第9条、第10条、第12条並びに第13条の規定は、条例第4条第4項に規定する意見の聴取、特例許可を受けた建築物の設計及び建築主等の変更、特例許可に係る申請の取下げの届出並びに特例許可を受けた建築物の工事の取りやめの届出について、それぞれ準用する。

(委任)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号

許可申請書

(第一面)

千葉市千葉駅東口周辺にぎわい商業業務地区建築条例第 4 条第 3 項の規定による許可を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(あて先) 千葉市長

年 月 日

申請者氏名

【1 申請者】

【イ 氏名のフリガナ】

【ロ 氏名】

【ハ 郵便番号】

【ニ 住所】

【ホ 連絡先電話番号】

()

【ヘ 連絡先電子メールアドレス】

@

【2 設計者】

【イ 資格】

()

建築士

()

登録第

号

【ロ 氏名】

【ハ 建築士事務所名】

()

建築士事務所

()

知事登録第

号

【ニ 郵便番号】

【ホ 所在地】

【ヘ 連絡先電話番号】

()

【ト 連絡先電子メールアドレス】

@

※受付欄	※決裁欄		※許可番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名
※公告欄	※公開による意見の聴取の期日欄	※建築審査会同意欄	※備考欄
年 月 日	年 月 日		
第 号	第 号		
係員氏名	係員氏名		

(注意) ※印のある欄は記入しないでください。

【11 建築物の数】

【イ 申請に係る建築物の数】

【ロ 同一敷地内の他の建築物の数】

【12 工事着手予定年月】 年 月

【13 工事完了予定年月】 年 月

【14 その他必要な事項】

【15 備考】

建築物別概要

【1 番号】

【2 工事種別等】 新築 増築 改築 移転 用途変更
大規模の修繕 大規模の模様替 既設

【3 構造】 造 一部 造

【4 高さ】

【イ 最高の高さ】

【ロ 最高の軒の高さ】

【5 階別用途別床面積】

【イ 階別用途別】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()

【ロ 用途別】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()

【6 その他必要な事項】

【7 備考】

様式第 2 号

許可通知書

千葉市指令 第 号
年 月 日

申請者 様

千葉市長



- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 建築場所
- 3 建築物又はその部分の概要

上記による許可申請書及び添付図書に記載の計画について、千葉市千葉駅東口周辺にぎわい商業業務地区建築条例第 4 条第 3 項の規定により、下記の条件を付して許可しましたので通知します。

記

条件

(注意) この通知書は、大切に保存しておいてください。

様式第 3 号

許可しない旨の通知書

千葉市指令 第 号
年 月 日

申請者 様

千葉市長 印

別添の許可申請書及び添付図書に記載の計画については、下記理由により千葉市千葉駅東口周辺にぎわい商業業務地区建築条例第 4 条第 3 項による許可をしないこととしましたので、通知します。

(理由)

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市建築審査会に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。